

第18回教育委員会会議

1 日時 令和6年11月7日（木） 午後4時～午後4時55分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1 共通会議室

3 出席者

多田 勝哉 教育長

平井 正朗 教育長職務代理者（ウェブ会議の方法により参加）

巽 樹理 委員（ウェブ会議の方法により参加）

大竹 伸一 委員

赤木 登代 委員（ウェブ会議の方法により参加）

長谷川 葵 委員

藤巻 幸嗣 教育次長

山口 照美 港区担当教育次長

福山 英利 教育監

松田 淳至 総務部長

松浦 令 政策推進担当部長

大西 啓嗣 指導部長

本 教宏 第1教育ブロック担当部長

杉本 和由 第2教育ブロック担当部長

橋本 洋祐 総務課長

大竹野 謙一 首席指導主事

甲斐 哲夫 首席指導主事

伊藤 純治 教育政策課長

川村 晃子 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に長谷川委員を指名

(3) 案件

報告第34号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について

報告第35号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について

なお、報告第34号及び報告第35号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第34号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について」を上程。

杉本第2教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書2ページをご覧ください。こちらは4ページ以降にある調査報告書の概要版となっている。

まず初めに事案の概要等についてである。本事案は令和4年度に発生した事案となっている。Instagram上に当時中学1年生の男子生徒（当該生徒）を装ったアカウントが同学年の男子生徒（関係生徒）によって作成され、この関係生徒が当該成り済ましのアカウントから同学年の複数の女子生徒に対し卑猥な言葉や画像を送付されたことにより、当該生徒が不安を覚え不登校になった事案である。

次に調査報告書の内容について、まず、1. いじめと認定した事実であるが、合計12件の事実について、いじめと認定されている。具体的な内容としては、一部の生徒から体育の授業時に早くしろ、早く走れ、など厳しい言葉を浴びせられたり、当該生徒が行っていたYouTube動画をからかうような言葉で、底辺ユーチューバーなどとからかわれたりしたことや、最終的にはInstagramでの成り済ましの被害を受け、わいせつ写真等を送った加害者に仕立て上げられたことである。2. 不登校に至る経過について、きつい言葉を言われたり、からかわれたりすることがあったものの、欠席はなかったが、そのあと令和

5年1月14日に、関係生徒によるインスタグラムでの成り済まし被害を受けたことを知り、同月20日から学校を欠席することが増えるに至った。3. 学校の対応について、まず初めに、本事案がいじめかつ性暴力という認識が十分ではなかったため、初期対応の不手際により、当該生徒、その保護者への共感性の不足やインスタグラム成り済まし事案でのメッセージや画像等の事実確認と証拠保全の意識の欠如等へと繋がり、性暴力が与える精神的ダメージへの理解と対処が遅れたとの指摘を受けている。次に、関係生徒に性暴力に対する反省が見られなかったことは、当該校が今後学校として、どう対応していくのかなど、関係生徒とその保護者に対して十分説明できていなかったという不十分な指導が原因と考えられ、加えて、当該生徒に対する謝罪についても組織的な検討がなされなかったとの指摘を受けている。結果、当該生徒はやむなく転校に至った。4. 提言について、(1)、(2)では、教員、学校はチーム全体として、共感的理解をもって生徒の心のケアと安心安全の確保にあたることや、性暴力事案に係る対応では、学校内だけでなく、外部関連専門機関へ積極的にアドバイスを求め、被害生徒のケアに努め、加害生徒への指導の方針を決める必要があるとの提言を受けている。(3)では、学校及び大阪市教育委員会は、情報モラル教育のためのマニュアルやテキスト等のブラッシュアップに努め、教員に提供する必要があるとの提言を受けている。(4)では、SNS及び性加害の要素が絡むいじめ事案においては、学校は指導方針を明確にしておく必要があるとの提言を受けている。(5)では、当該生徒は外国籍の生徒でもあったことから、学校は積極的に多様性を認め合い、多文化共生が促進される方策を講じる必要があるとの提言を受けている。(6)では、当該校及び大阪市教育委員会はその改善の進捗状況を当該生徒及びその保護者に適宜情報提供するとともに、大阪市教育委員会はその改善状況をモニタリングする仕組みを明確化し、それを当該生徒及びその保護者に情報提供するべきとの提言を受けている。5. 提言を受けた対応について、提言の(3)と(5)に関しては、情報モラル教育や多文化共生教育などすでに実施している内容については、引き続き実践の充実に向けた取組を進めてまいる。さらに(4)として、SNSの要素が絡むいじめ事案については、学校では被害の把握が難しいことが多いことから、各学校で情報収集に努め、事案の早期把握、早期対応を図れるよう取組を進めてまいる。また、本件調査報告書の内容については、全市小学校、中学校の校長に周知するとともに、提言の(1)(2)(4)に関しては、大阪市いじめ対策基本方針の徹底を図り、引き続き研修等を通じて再度注意喚起を促してまいる。さらに提言の(6)に関しては、教育委員会事務局の担当指導主事等についても、本件調査報告書に示された問

題点を共有し、各学校のいじめに対する取組状況について適切な指導助言を行い、再発防止に努めてまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 この事案を読んだときに、すごく長期にわたって最終的には性暴力事案になっているのですが、途中のどこかで止められなかったのかなというのが率直な感想でした。提言の中にも、最初の学校の教員らの寄り添い不足などの指摘はされていますけれども、ここに対してどういうふうな今後対応をしていくのか、あと学校のこの問題が起こったところだけではなくて、他の学校でも同じような問題が起こりうるので、それについて教育委員会としてどうすることができるのかということをお伺いしたいと思います。今回の問題の大きな特徴として、SNSを使ったものであるということと、性暴力の要素があるということが指摘されていまして、まずSNSの方は今後、今の情報モラル教育などを引き続き取り組んでいくということではあるのですが、いじめについて、スマートフォンを使われるという、スマートフォンによっていろいろな種類のいじめが増えていくというのも事実かなと思っていて、それに対する対応というのは、何かしら具体的な方針があってもいいのかなと思います。特に、今回の証拠を保全していなかったというところが気になっていて、そういったデジタル機器だと証拠隠滅もしやすいということになるので、その辺りの対応などは、特に注意喚起をすべきかなと思っています。性暴力の方も今後、学校単位で指導方針の明確化ということで提言はされていますが、この報告書の中で三重県のハンドブックがあげられていたように、行政として全体として何かしら具体的な対応指針があった方が、学校任せにするのではなく、これを踏まえて学校単位でさらに具体化してくださいというやり方の方が、いいのではないかなと思いました。

【杉本第2教育ブロック担当部長】 何点かご意見いただいたところをお答えさせていただきます。いじめがこの成り済ましの前から止められるかどうかというのは、やはり子どもの声なり、いじめの疑いも含めてキャッチすることが重要であると考えております。各校が各学期に実施するいじめアンケートや、教育相談、教育懇談などの子どもの声を把握する場というのは今でもあり、その活用かと思っています。また本市では一人一台端末による相談申告機能もありますので、声を上げにくい、先生と直接喋りにくいお子さんがいれば、一人一台端末を使って悩みや相談ができるような形になっております。教員がリアルにいつでもそのいじめの疑い、相談したことをキャッチできるような形になっ

ております。これを活用できるとか、教員がキャッチできるというところが、加えて必要かと思っておりますので、各学校がいじめに対する気づきや感度を高めるということになります。教員対象のeラーニングなどの中身もまた充実を図って行っていきたいと思っております。また、当該校以外に全校に広めるというところですが、この委員会でのご審議などをいただいた後で、本調査報告書においてはその特徴や注意すべき内容、特に今回SNSや性事案のところが特徴であるというのもいただいておりますので、そういうところも含めて全市小学校、中学校の校長に注意喚起を行っていききたいと思います。また提言における対応のところでもありましたように、教育委員会の指導主事にもその旨きちんと対応するようにということで、各学校を訪問した際や、いじめ事案の疑いがあるような声が入ったときには、性事案なのかSNSなのかということも含めて、指導助言ができるように、さらにステップアップしていくような形でやっていきたいと思っています。また、いじめのスマートフォンの対応や方針というところになりますが、基本的には大阪市としましては、いじめ対策基本方針に基づいて各校でいじめ防止基本方針を定めていただいて、いじめに対する取組をしているところでございますが、毎年、年度初めにいじめ問題を含む生活指導の充実について文書を発出しているところであります。また、夏季休業の前の事案が起こるようなタイミングでも、スマートフォンの使い方や、いわゆるSNSを使った相談機能を通じて知り合った人に画像や個人情報を送らないようにというような通知もしておりますが、今回のこの報告書を受けて、研修の内容と一緒にですが、各校への通知のブラッシュアップや、委員にご意見をいただいたような手引き的なものを作るなども含めて、今後検討していくような形になるかと思っております。よろしくお願いいたします。

【赤木委員】 提言のところに、情報モラル教育と多文化共生教育が必要だということですが、この事案を説明していただいて大きなショックを受けました。それは、やはりもう子どもたちの方が、教員や学校よりも遥かに新しい機器を使いこなしていて、いじめということですが、ここはやはりプロの講師を呼んで、直接子どもたちに話してもらう研修という機会を設けるか、eラーニングの教材を取り入れていくことが重要ではないかと思いました。そうでなければ、私はITに弱いので、インスタグラムの成り済ましはどうやってするのかというレベルなので、現場の先生も詳しい方ばかりではないと思うし、どんどん新しいことが出てくるので、とてもその学校では追いつけないです。学校の教師、それと指導主事の方々も追いつけない事態が起こっているのです、ここはプロに任せて検証していただくとか、教員は、そういうプロの研修やeラーニングを受けるというようにしな

いと、もうどんどん取り残されていくというか、起こる事態について行けないという状態になっていると思います。私も大学の管理職として、コンサルタントのパワハラ防止やセクハラ防止、そういう文書管理など常に研修を受けていますので、やはりその学校内だけではもう対応できないと、多文化共生教育の方もそうですが、外国人児童生徒とかそういう数がどんどん増えていくと、とても対応できないと。それと先生方も、働き方改革もありますし、どんどん新しいものに対応していく、その時間がないというか、やはり外部の専門家を入れて対応していくということが重要なのではないかと思います。

【杉本第2教育ブロック担当部長】 ありがとうございます。委員がおっしゃるように、情報モラル教育というか、情報に関しては日々いろいろな新しいものができていて、そこに対応していくというのは非常に難しいところが多々あると思っております。情報モラル研修については、教員に対する研修につきまして、毎年実施しており、各校へ持ち帰って伝達研修もしていただいているのですが、その中身の充実というところと、情報モラル教育事例集みたいなものもお配りしていますので、毎年新しい事例を入れてやっていくような形になるかなと思っております。また、外部の専門家を入れて、日々、新しくなるようなところのご意見もいただくということで、もちろん学校でもこの当該校におきましても、情報モラル教育ということで年1回警察署に来ていただいて、こういうことが犯罪になりますよとか、こういうことが罪になるとか、よくあるSNSでのトラブルとか講話の形にはなりますが、そういう取組をしていただいているところもありますので、また教育事例集の中にいろいろと加えていけたらいいかなと思っております。ご意見どうもありがとうございます。

【赤木委員】 特に先生方というよりも子どもたちに向けて、警察の方が来ていただいたとしたら、警察の方よりももっとITの専門家の方がふさわしいと思いますが、子どもたちに直接やっていただいたらどうかと思っています。先生方が研修を受けるとそれを子どもに伝えるということになるので、ダイレクトに子どもたちに伝えた方がいいのではないかなと考えています。よろしくお願いします。

【杉本第2教育ブロック担当部長】 ありがとうございます。先ほどの校長会での注意喚起などでも、こういう形で直接子どもに語っていただくような、専門家を呼ぶというようなところもご意見があったと注意喚起していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【赤木委員】 ありがとうございます。

【異委員】 私からは2点あります。1点目は調査報告書の2ページに、学校の対応にも書いてありましたが、こういったSNS関連の問題は、大体初期対応の遅れや、発見がというところを書かれていると思うのですけれども、今回もインスタグラム上というところで、教員は、その生徒のインスタグラムのアカウントまで入れないではないですか。基本、入れないというか入る必要もないのですけれど。だからもう絶対に発見は遅れると思います。まずは子どもたち同士で私たちの見えないところで動くというところが、もう傷も深くなってしまい早期発見になりにくいのです。いつも学校の対応や改善点でできるだけ早期把握して対応してというところは書いてあって、それができると理想ですけれども、そこはやはり結構叶うのが難しいかなと毎回思います。でもここの部分はどのように改善というか一歩進めていくのかというところはどのように考えられているのかなと、ちょっと答えも難しいですけれど、何か考えられていることはあるのかなと思います。子どもや生徒のSOSは、動かないと発見できないところですので、その早期発見をどうしていくかというところは、今後絶対SNSの問題で多くなってくると思うので、そこを少し考えないといけないのかなとは思っています。事務局で考えや課題が何かあれば、教えてもらえたら嬉しいです。

【杉本第2教育ブロック担当部長】 答えるのが難しいといただいておりますのはおっしゃった通りですけれども、子どもたちからの声などをキャッチするのは先ほど申した通りになっております。一人一台端末を使ったり、アンケートだったり、子どもたちからの直接の声を教員が受けるという形になるかと思えます。それに加えて、SNSで本人らが、それが性事案なのかいじめなのかわからないところも多々あると思いますので、保護者なり地域の方、関係する方の子どもたちが話している内容として、「こういうことをしていた」と聞いたところが、学校に伝わるような仕掛けができないのかなというところが、提言を受けた対応に書かせていただいているような、早期の情報収集をして対応を把握するということになっております。学校によって保護者の方にこういう声が聞こえたら学校にお届けくださいという学校もありますし、そういうことにあまり触れない学校もありますので、先ほど申した答えと繰り返しになるかもしれませんが、校長会等へこの事案の報告、対応をどうするかというところも含めて、保護者なりの声を聞くような形の学校の取り組み、また教育委員会としても何かそういうところが他のところから情報が入れば広げていくということになるかと思っております。どうしてもSNS等の被害が表に出ないというところ、全部わかるというのは難しいところなのですが、一方で保護者なり地域の

方から入るように、その人たちにPTAの総会や保護者懇談のときに、ちょっと入ったら教えてくださいというのを続けていくところかなとは思っております。

【異委員】 非常に難しいところかなと思うのですが、児童生徒に関しては、やはり少しでも私たちというか、教職員が見えにくいところで動いて、時間があけば、それなりに傷が深まると思うので、本当に早く声を何かちょっと嫌な思いとか、何かこう見えないところであるとか、すぐSOSを出してねと、アンケートとか何かタブレットで言ってねというのは、随時言っていけないといけないのかなと思います。これから、きっと教職員の方もこういった問題で苦心されるのではないかなと思っていますので、いろいろな支援を考えられたらいいと思っています。二つ目、情報モラル教育は、教育センターなどいろいろな研修をされているということで、きっと全教職員が一堂に集まるというのは不可能だと思うので、事前説明のときに、各校で2名とかでしたかね、ちょっと人数は違いますが、研修を受けて、それを持ち帰って学校でという話だったと思うのですが、なかなか情報をすべて正しく伝えるというのは難しいのかなと思います。それが2段階になっていますよね。各校の代表の方にお伝えして、それをまた伝えるという。だからそれをもう少し何か効率的に、全員一斉に、それこそeラーニングやオンデマンドなど、必要なときに誰でもすぐにしっかり正しい情報が行き渡るような仕組みがあったらいいなと思ったのですけれど。もしこういったものをしているよとか、今現状はこういうふうになっているというのがあれば教えてください。

【杉本第2教育ブロック担当部長】 委員におっしゃっていただいたように、情報モラル研修は、各校から代表が来て、持ち帰って研修していただくという形になるので、漏れの部分があったり、研修する方が濃淡をつける場合もあるかと思いますが、いじめ防止に係る全教員に対する研修というのは、eラーニングで行っているものがありますので、このブラッシュアップかなと思っております。そこに今回の事案とかを織り込ませて、全教員がこういう動きをしないといけないなというのがわかるような取組になるかと思ます。

【異委員】 ありがとうございます。全教員にそういった研修ができていたら少し安心しました。いじめに関する初期対応というのが、やはり非常に今までも見てきて大事になってくると思います。ちょっとわからないのですけれども、私たちも、ちょうど今ですけど、大学で倫理研修や倫理の動画視聴があるのでですけど、その正しい対応や対処がクイズ形式になっていて、80点以上取れないとその研修が終われないというような感じに

なっています。対応が間違ったらまずいことになってしまうことになります。いじめ案件もそうだと思うので、何かそういうちょっとクリアしないといけないというようなものが、あってもいいのかなと思いました。

【平井委員】 ポイントが生徒児童への対応と、教職員への対応だと思います。教職員の対応は初期指導がすべて。生徒をどれだけ担任が観察、指導できるかを定着させるかにつきると思います。担任丸投げではうまくいきませんから、学年、生徒指導、そして、管理職がいかに「チーム学校」として動けるようにするかというマネジメントのフローチャートを事務局が中心となって構築し、定点観測できる組織にするかにかかっているように思います。本市の場合、組織的にしっかりしてきていますので、若手の教員の育成も含めて、いかに定着させるかではないでしょうか。児童生徒を対象にする場合については状況によっては警察のサポートを借りることも必要ですが、総合的探究の時間に安心安全ルールとからめて繰り返し指導していく必要があるのではないのでしょうか。

【大竹委員】 皆さんがおっしゃっているように、このSNSによるいじめというのはどうしてもクローズな生徒間での対応になってしまうので、それを早期発見という意味でどうするかということで、教員の方のいろいろな研修というものはあるのですが、やはり児童生徒にどう語りかけていくかということが大事だと思うのです。これも今後、3ページの提言を受けた対応の中に、各学校に早期把握、早期対応を図るようにと書いてありますけれども、やはり具体的にはこういったSNSによるいじめという、こういうような案件はやはり、これはいじめだよということ、それと、そういったメール或いはインスタグラムを受け取った側としては、やはりそれを早く親なり、嫌なことがあったと学校側に言ってくださいよということを、常日頃、年に1回という話ではなくて、やはりこういうことを常にやっていくということでない、なかなかSNSのいろいろな案件を早期に把握するというのは難しいと思います。いろいろないじめのアンケートやタブレットを通した相談というのがあるのですが、そういうことを、ぜひ生徒児童の方にも、常日頃から数多く注意喚起をしていくということをしていただければありがたいと思います。

【多田教育長】 ありがとうございます。今回の案件につきまして、今後のそのフォローとして学校全体への語りかけをしてしっかりと指導するということと、事務局から最初にございましたように指導主事の訪問の機会もございますので、そういったことも利用して、しっかりとフォローアップをしていくということ、取組がどうなされているのかということをしつかり押さえていくと、それが最終的には子どもに届いているのかどうか

ということになるかと思います。またSNSということで、今回いわゆる匿名性が非常に高い、報告書の中では心理的なハードルが下がるという特性もあるということも言われていますので、そういったことも含めた取組を実践の中で、基本的な大阪市いじめ対策基本方針を踏まえた取組になりますけれども、これをもとに具体的な事例については、日々、ブラッシュアップを心がけて取組を継続して行っていくということが必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

報告第35号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について」を上程。（本案件より平井委員退席）

本第1教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

最初に事案概要等としては、令和4年10月11日当時、1年生の女子児童が同じ学級の児童から教室内で押されて足首をひねった事案等である。その後当該児童保護者から1学期も関係児童Aからフードや腕を引っ張られたり、後ろから叩かれたりした旨の訴えがあり、学校において対応を行ってきたが、当該児童が令和4年12月7日から令和5年3月2日まで登校できなくなったため、いじめ重大事態として市長に報告し、令和5年5月12日に初動調査報告書が提出されたところである。その後、当該児童保護者の意向を受けて、さらに詳細調査が実施され、令和6年10月16日に報告書が手交された。

次に、報告書の内容について、報告書においては、11項目のいじめが認定されているが、主に関係児童Aに係る10項目についてご説明をさせていただく。まず、いじめの該当性と不登校の関連性として、今回いじめと認定された項目については、令和4年5月頃、下校時に当該児童を一人残して他の児童と先に帰った行為、当該校の通学路においてぶつかった行為、整列のときに体を当てたり足を絡めたりする行為、令和4年6月13日には、当該児童の手を引っ張り、当該児童の指を1本1本引っ張った行為、当該児童の手に爪をたてた行為、当該児童の服の袖を引っ張り、フードを引っ張った行為、フードを引っ張ったことにより当該児童の首を締めた行為、令和4年6月28日には清掃活動中に当該児童の頭を叩いたという行為、令和4年6月29日、当該児童の連絡帳を折り曲げた上で投げつけたという行為、令和4年10月11日に当該児童を押したため、当該児童が足首を痛めたという行為である。報告書については、これらの行為と当該児童が不登校に至ったことの間には一定の関連性が認められるとされたところである。次に、報告書で指摘されている学校の課題としては、いじめのアンケートで、1学期の結果は丁寧に扱われなかったこと、具体的

に説明すると、当該校では例年6月末頃、実施されていたいじめアンケートが、教頭が業務繁忙で忙しく、結果として、教務主任を主体として7月に実施しており、さらに担任が病気で1週間程度休んでいたことが重なり、当該児童のいじめについての対応について、1学期中に対応ができていなかったとのことである。その他、指摘されている課題としては、子どもの発達段階の特性といじめの認知に関する認識にずれが見られたこと、保護者からの要望や思いに対して真摯に向き合えていなかったこと、教職員間の同僚性に課題があったこと、学校運営体制が十分に機能していなかったこと、子どもたちの多様な教育的ニーズに対応する個別の支援を行うための学校体制ができていなかったこと、いじめた側の児童に対する指導に課題があったことなどが挙げられている。その上で、上記を踏まえた提言としては、平時から教職員間の同僚性を高める組織マネジメントの必要性であるとか、ガバナンスの確立、いじめ防止組織の円滑な機能、いじめアンケートの複数確認及び個別支援の活用、教職員は発達段階に応じた問題発見力の修得が必要、児童一人一人に対する理解と支援の強化、問題が起こった後の組織対応、保護者は問題解決のパートナーであるという視点で対応すること、あとはいじめた側の授業に対する指導のあり方等、以上7点が指摘されており、最後に被害児童への継続的な支援と学校の体制づくりが挙げられているところである。最後に提言を受けた対応としては、本提言に基づいて、当該校については、本調査報告書の理解を促すため、専門職を入れた研修を実施するとともに、引き続き被害児童の救済に向けて取組を進めて参りたいと考えている。また、本調査報告書の内容について、先ほどと同じく、校長会の場を通じて校長に周知した上で、大阪市いじめ対策基本方針の徹底を図るとともに、研修等を通じて注意喚起を促して参りたいと考えている。同じく教育委員会事務局の指導主事に対して本調査報告書に示された問題点を共有し、特に今回いじめアンケートの処理等について、学校訪問時等に、十分に教育委員会の方でも取組について確認した上で、適切な指導助言を行い、再発防止に努めてまいりたいと考えている。当該児童保護者から、本調査報告書に対する意見書を提出したい旨のご意向を伺っているが、現状ではまだ提出がなされていないという状況である。保護者からは11月末までは待つてほしいというご意向はお伺いをしている。今後意見書が提出されたら、また各委員の皆様方にも共有させていただくとともに、内容的に見て改めて協議会にお諮りする必要があるものであれば、再度対応をおはかりしたいと考えているので、あわせてご了解いただければ幸いである。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 今回アンケートの処理に少し問題があったということで、アンケートがどういうものかと思って、サンプルというか、多分教育委員会が配布されているものを拝見しました。これをもとに各学校でアレンジしてということも聞いていますが、少し気になった点があります。アンケートの内容が大きく、1、あなたは嫌なことをされたことがありますか。2、あなたは嫌なことをしましたか。3、嫌なことをしたりされているのを見たり聞いたりしたことがありますか。と三つあって、1と2は具体的にこういう行爲みたいなものが並べて書いてありますが、3についてはもうあるとないだけしかありません。先ほどの事案にも通じるのですけれど、アンケートによる事案の早期発見というのはすごく大事だと思ってしまして、その中で被害者の子がというよりも、周りのたくさんいる子が気づいて発信するということを拾うのも大事ななと思っているところもあるので、この周りから見たという質問も、もう少し答えやすく、こういうことを見ましたとか、クラス内でありましたとか、何か例文をつけるともっと出て来やすいのかなと思いました。

【本第1教育ブロック担当部長】 実はアンケートについてはいろいろの間、書き方とか、やり方について議論されてきた経過があって、要は書き込むところを周りの生徒が見ると、あの子が書いているというのを周りがわかってしまうので、基本的にはできる限り短時間で書いていただいて、ヒアリングを前提として対応するやり方を大阪市は取っております。ですので、先ほどの「見た」についても、見たことについて、担任が見たら、何を見たのかをきちんと聞き取って、聞き取ったことをもとに対応するというように、このアンケート自体は、あるかないかを問うというのがまず主旨になっております。先ほどの話にもあったのですが、今は一人一台端末を活用して、相談申告機能がありますので、見た場合についても、子どもたちが書いてくれれば担任には届く仕組みを作っていると。ただ今回の件でいいますと、たまたまその教頭の業務繁忙というのは、もう職務懈怠になるのだろうけれども、それで実施時期がまず遅れたのが一つと、担任の方も実はコロナになっていて1週間休んでしまっていて、結局夏休みに入ってしまうと。そこで初動が遅れたというのが一つで、実際この子どものアンケート内容を見るとやはり仲間外れにされたという記載を当時してあるので、本当はやはりその時にどういうことがあったのかというのを聞けていたら、もう少し早いこの10月の事案の前に初動というか対応ができたのかなと考えます。学校にも今後十分、注意喚起などをきちんと指導してまいります。

【長谷川委員】 質問ですが、一人一台端末の中でもアンケートをするというのはあ

るのでしょうか。

【本第1教育ブロック担当部長】 今どちらでもできるようになっていて、学校によっては紙でもいいのですが、月1回アンケートの時間をとって端末を使って行っている学校もあります。

【長谷川委員】 なるほど、ありがとうございます。紙で実施したりして、周りが見てしまうというのは本当になるほどと思いました。そうであれば、アンケートの手段についても、周りからわからない方法で進めていただければと思います。

【大竹委員】 これも本当にいじめアンケートという非常にいいツールがありながら、しかも当該児童がいじめを発信していながら、それを把握して学校全体で対応できなかったということは極めてもう学校側のマネジメントの問題ですね。聞いた通りの問題なので、何を言いたいかというと、担任の先生がいなければその他の人が見るというのは、これはそうしないと何のためにアンケートを取るかということになります。そのマネジメントのことは、ここに書かれている通りなので、ぜひそこはしっかりやっていただきたいということと、しっかり寄り添っていくということは、今後長期間見守っていくことになると思いますけれども、ぜひフォローをしっかりしていただければありがたいです。

【本第1教育ブロック担当部長】 非常におっしゃる通りというか、この間の他の報告書でもありますが、やはりどうしても学校側が敬遠してしまうと、そうすると余計こじれるというのも、我々も重々わかっておりますので、できるだけやはり訪問の際にそういったところを再度というか、もう当たり前なのですが、それを学校長にも訴えていく、きちんと指導助言していくというのを改めて行っていきたいと思っております。

【赤木委員】 調査書はすごく長いですが、この事例ではなくて、当該児童と関係児童の話が食い違っているときというのと、それと保護者の話もあるので随分食い違っていると。今回はその学校の対応に不備があったということですが、こういう場合はどうするのですかというのが質問です。それと、そのいじめにあった場合に、その第三者のその子どもたちにどういう教育をしていらっしゃるのでしょうか。例えば、これは叩いているとか引っ張っているとか見た場合に、その場で、やめた方がいいんじゃないのと言えなかったら、先生に言うとかいじめアンケートに書くとか、その周りの子たちに対していじめを見てしまった場合、どういう指導を普段からされているのでしょうかというその二点を教えてください。調査の仕方ですね。

【本第1教育ブロック担当部長】 まず調査の仕方ですが、今回で言うと初動調査の

段階で、やはり意見の食い違いについては、食い違いのままの初動報告書になっております。実際のところ、10月の、押したために足をくじいたことについては、初動調査の段階では実は認められていません。やはりこの状況は、それぞれの意見が食い違う場合であると、学校もそうですがやはり第三者委員会が入ってもその事実認定ができかねます。今回詳細調査になって、第三者委員会もいろいろ聞き取りはされるけれども、どこまでというのは僕らもやはり限界があります。先ほど特に今回の例で言うと、1年生ということもあって、1年生の頃は半年前の出来事について、聞き取りを行ったとき、どこまで覚えているかと、それは報告書の中にもかなり書いてくれていまして、どちらかという聞き取りの仕方にしても、学校側がそういうことがあったよねという聞き方をしたのためにそう答えたかもしれないということまで一応初動調査のところでは書いてくれています。だから、どこまでこの報告書が、どうなのだというのにはありますが、やはり最後は、その被害の方に寄り添うということが、第一になるのかなと考えております。周りの見たという声に対しても、やはりこれは1年生の事案なので、遊んでいるのか、いじめているのか、その区分けが難しい、明らかにいじめなのかどうかと。今回の事案で言うと本当に、日頃からそんなにトラブルがあったのかどうかということなので、この10月の事案から遡ってこういうこともあった、こういうこともあったということなので、今回の事案でいうと周りの子が認知するにはかなり難しかったのではないかなというのを我々も思っているところです。当然ながら、もう少し学年が上がっていけば、一定判断がもう少し変わってくるのと、またそういうのを見たら、先ほど言いたいじめアンケートではないけれども、きちんと書いて教えてねという指導はするので、だんだん周りの子どもの認知度というのは上がってくるのかなと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。おっしゃった通りに、はっきりしない場合は当該の被害、いじめに遭った子どもに寄り添うということしかないのでしょうか。わかりました。ただ、犯罪の捜査ではないので、あまり周りの子どもへ、これはどうなの、と聞くわけにもいかないという事情はよくわかりました。それと、1年生ということで区別がつきにくいというか遊んでいるのかどうかということも、それも難しいところですけど、やはり同僚性という言葉が書いてあるように、やはり、共同して、その担任の先生もコロナで休んでいたという不運が重なったのかもしれませんが、その若い経験の少ない先生の場合など特に一人で抱え込まないでということをやより一層配慮していただきたいと思います。

【異委員】 もう一言だけですけれど、やはり若い先生が多くなっている中で、相談できる環境と相談できる人、教員も人間で、そういういじめ事案のプロではない、そういう人ばかりではないと思っていますので、適切なところに適切な相談ができる環境をしっかりと整えてあげるところは、徹底してあげてほしいなと思っております。学校内だけではなくて、やはりプロの方にも頼ってもいいんだよというメッセージも送ってあげてほしいと思います。

【多田教育長】 今回の案件につきましては、学校としての取組については、組織的な取組をしっかりと推進していくというようなこと、また、被害児童に対してのその継続的な支援、寄り添いも含めてということで、これは先ほど赤木委員からございましたが、子どもの発達段階でなかなか難しい場合もあるということでもありますので、そこも寄り添うというような観点で、しっかり対応するということが必要かなと思いました。今後学校現場への周知については、先ほどの案件も含めて、全体的な形で持っていくということと、指導主事の訪問の際にも、今回を基に、さらに丁寧な対応していくということで進めていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
